

広川町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

広川町環境衛生課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されました。

■ 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期限が異なります。(下表参照)

※有効期限までに更新をしなければ**指定の効力を失います**。

指定を受けた日及び指定番号	有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日 (指定番号 1～25)	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日 (指定番号 26～53)	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日 (指定番号 54～83)	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日 (指定番号 84～134)	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日 (指定番号 135～169)	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に郵送にて個別にお知らせします。
なお、郵便の不着や未更新の方へ再通知はいたしません。

■更新申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)
- ② 誓約書 (様式第2)
- ③ 給水装置工事主任技術者の選任届出書 (様式第3) 及び免状の写し
- ④ 機械器具調書
- ⑤ 事務所位置図
- ⑥ (法人) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (コピー不可)
- ⑦ (個人) 住民票の写し (コピー不可)
- ⑧ 滞納がない証明書 (当該証明書を発行していない場合は最新の納税証明書) (コピー不可)
- ⑨ (広川町在住の法人役員、個人事業者) 町税等納入状況調査承諾書
- ⑩ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

■指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円

■ 指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等) について
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◆お問い合わせ先
環境衛生課 上下水道係
☎0943-32-1138